

## 昭和四十年政令第二十号

## 毒物及び劇物指定令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第一第二十八号、別表第二第九十四号、別表第三第十号及び第二十三条の二の規定に基づき、毒物及び劇物指定令（昭和三十一年政令第七十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

## （毒物）

## 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。

- 一 アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム〇・一％以下を含有するものを除く。
- 一の二 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤
- 一の三 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤
- 一の四 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八％以下を含有するものを除く。
- 一の五 三アミノノールプロペン及びこれを含有する製剤
- 一の六 アリルアルコール及びこれを含有する製剤
- 一の七 アルカノールアンモニウム二・四ジニトロロー六（一メチルプロピル）フエノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム二・四ジニトロロー六（一メチルプロピル）フエノラート及びこれを含有する製剤を除く。
- 一の八 五イソシアナト（イソシアナトメチル）一・三・三トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
- 一の九  $O$ -エチル $O$ （二イソプロポキシカルボニルフェニル） $N$ -イソプロピルチオホルアミド（別名イソフェンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、 $O$ -エチル $O$ （二イソプロポキシカルボニルフェニル） $N$ -イソプロピルチオホルアミド五％以下を含有するものを除く。
- 一の十  $O$ -エチル $S$ ・ $S$ -ジプロピル $H$ ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、 $O$ -エチル $S$ ・ $S$ -ジプロピル $H$ ホスホロジチオアート五％以下を含有するものを除く。
- 二 エチルパラニトロロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）を含有する製剤。ただし、エチルパラニトロロフェニルチオノベンゼンホスホネイト一・五％以下を含有するものを除く。
- 二の二  $N$ -エチル $M$ -メチル（二クロロ $M$ -四メチルメルカプトフェニル） $CH$ ホルアミド及びこれを含有する製剤
- 二の三 塩化ベンゼンスルホンル及びこれを含有する製剤
- 二の四 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤
- 三 黄燐を含有する製剤
- 四 オクタクロルテトラヒドロメタノフタランを含有する製剤
- 五 オクタメチルピロホスホルアミド（別名シユラダ）を含有する製剤
- 五の二 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
- 六 クラールを含有する製剤
- 六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤
- 六の三 クロロアセトアルデヒド及びこれを含有する製剤
- 六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
- 六の五 一クロロ二・四ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- 六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤
- 六の七 二クロロピリジン及びこれを含有する製剤
- 六の八 三クロロ $N$ -ニプロパンジオール及びこれを含有する製剤
- 六の九 （クロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤
- 六の十 五塩化燐及びこれを含有する製剤
- 六の十一 三塩化硼素及びこれを含有する製剤
- 六の十二 三塩化燐及びこれを含有する製剤
- 六の十三 酸化コバルト（II）及びこれを含有する製剤
- 六の十四 三弗化硼素及びこれを含有する製剤
- 六の十五 三弗化燐及びこれを含有する製剤
- 六の十六 ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤
- 七 四アルキル鉛を含有する製剤
- 八 無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 紺青及びこれを含有する製剤
- ロ フエリシアン塩及びこれを含有する製剤

- ハ フエロシアン塩及びこれを含有する製剤
- 九 ジエチル―S―(エチルチオエチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―S―(エチルチオエチル)―ジチオホスフェイト5%以下を含有するものを除く。
- 九の二 ジエチル―S―(ニクロル)―フタルイミドエチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 九の三 ジエチル―(一・三―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―(一・三―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド5%以下を含有するものを除く。
- 九の四 ジエチルパラジメチルアミノスルホニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)を含有する製剤
- 十の二 ジエチル―四―メチルスルフィニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―四―メチルスルフィニルフェニルチオホスフェイト3%以下を含有するものを除く。
- 十の三 一・三―ジクロロプロパン―ニオール及びこれを含有する製剤
- 十の四 (ジクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤
- 十の五 二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノ(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノ50%以下を含有するものを除く。
- 十一 ジニトロクレゾールを含有する製剤
- 十二 ジニトロクレゾール塩類及びこれを含有する製剤
- 十二の二 ジニトロフェノール及びこれを含有する製剤
- 十三 二・四―ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)―フェノールを含有する製剤。ただし、二・四―ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)―フェノール2%以下を含有するものを除く。
- 十三の二 二―ジフェニルアセチル―一・三―インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、二―ジフェニルアセチル―一・三―インダンジオン0・05%以下を含有するものを除く。
- 十三の三 ジブチル(ジクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤
- 十三の四 四弗化硫黄及びこれを含有する製剤
- 十三の五 ジボラン及びこれを含有する製剤
- 十三の六 ジメチル―(イソプロピルチオエチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル―(イソプロピルチオエチル)―ジチオホスフェイト4%以下を含有するものを除く。
- 十四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)を含有する製剤
- 十五 ジメチル―(ジエチルアミド)―クロロクロトニル)―ホスフェイトを含有する製剤
- 十五の二 一・一―ジメチル―四・四―ジビリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 十六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)を含有する製剤
- 十六の二 一・一―ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
- 十六の三 二・二―ジメチルプロパノイルクロライド(別名トリメチルアセチルクロライド)及びこれを含有する製剤
- 十六の四 二・二―ジメチル―一・三―ペンゾキシソール―四―イル―N―メチルカルバマート(別名ペンダイオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二・二―ジメチル―一・三―ペンゾキシソール―四―イル―N―メチルカルバマート5%以下を含有するものを除く。
- 十七 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ アミノ塩化第二水銀及びこれを含有する製剤
- ロ 塩化第一水銀及びこれを含有する製剤
- ハ オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤
- ニ [(一―カルボキシラトフェニル)チオ](エチル)水銀ナトリウム(別名チメロサル)0・1%以下を含有する製剤
- ホ 酸化水銀5%以下を含有する製剤
- ヘ 沃化第一水銀及びこれを含有する製剤
- ト 硫酸第二水銀及びこれを含有する製剤
- チ 硫酸第二水銀及びこれを含有する製剤
- 十七の二 ストリキニーネ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 十八 セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 亜セレン酸0・082%以下を含有する製剤
- ロ 亜セレン酸ナトリウム0・0001%以下を含有する製剤
- ハ 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤
- ニ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤
- ホ セレン酸ナトリウム0・0001%以下を含有する製剤

- 十九 テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)を含有する製剤
- 十九の二 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ(Z)―(一RS・三RS)―三―(二クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一プロペニル)―二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ(Z)―(一RS・三RS)―三―(二クロロ―一・三・三―トリフルオロ―一プロペニル)―二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート―一・五%以下を含有するものを除く。
- 十九の三 テトラメチルアンモニウムⅡヒドロキシド及びこれを含有する製剤
- 十九の四 一―ドデシルグアアニジニウムⅡアセタート(別名ドジン)及びこれを含有する製剤。ただし、一―ドデシルグアアニジニウムⅡアセタート六五%以下を含有するものを除く。
- 十九の五 (トリクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤
- 十九の六 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤
- 十九の七 ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして一〇%以下を含有するものを除く。
- 二十 ニコチンを含有する製剤
- 二十一 ニコチン塩類及びこれを含有する製剤
- 二十二 ニツケルカルボニルを含有する製剤
- 二十二の二 ビス(四―イソシアナトシクロヘキシル)メタン及びこれを含有する製剤
- 二十二の三 S・S―ビス(一―メチルプロピル)ⅡO―エチルⅡホスホロジチオアート(別名カズサホス)及びこれを含有する製剤。ただし、S・S―ビス(一―メチルプロピル)ⅡO―エチルⅡホスホロジチオアート一〇%以下を含有するものを除く。
- 二十三 砒素化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤
- ロ 砒化インジウム及びこれを含有する製剤
- ハ 砒化ガリウム及びこれを含有する製剤
- ニ メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤
- ホ メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤
- 二十三の二 ヒドラジン
- 二十三の三 二―ヒドロキシエチルⅡアクリラート及びこれを含有する製剤
- 二十三の四 二―ヒドロキシプロピルⅡアクリラート及びこれを含有する製剤
- 二十三の五 ブチルⅡ二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチルベンゾフラン―七―イルⅡN・N、―ジメチル―N・N、―チオジカルバマート(別名フラチオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ブチルⅡ二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチルベンゾフラン―七―イルⅡN・N、―ジメチル―N・N、―チオジカルバマート五%以下を含有するものを除く。
- 二十四 弗化水素を含有する製剤
- 二十四の二 弗化スルフリル及びこれを含有する製剤
- 二十四の三 フルオロスルホン酸及びこれを含有する製剤
- 二十四の四 一―(四―フルオロフェニル)プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 二十四の五 七―プロモ―六―クロロ―三―(三―(二R・三S)―三―ヒドロキシ―二―ピペリジル)―二―オキソプロピル)―四(三H)―キナゾリノン及びこれらの塩類並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の七―プロモ―六―クロロ―三―(三―(二R・三S)―三―ヒドロキシ―二―ピペリジル)―二―オキソプロピル)―四(三H)―キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩(七―プロモ―六―クロロ―三―(三―(二R・三S)―三―ヒドロキシ―二―ピペリジル)―二―オキソプロピル)―四(三H)―キナゾリノンとのラセミ体と七―プロモ―六―クロロ―三―(三―(二R・三S)―三―ヒドロキシ―二―ピペリジル)―二―オキソプロピル)―四(三H)―キナゾリノンとのラセミ体として七・二%以下を含有するものに限り。及びこれを含有する製剤を除く。
- 二十四の六 プロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤
- 二十四の七 ヘキサキス(β・ω)ジメチルフェネチル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ)及びこれを含有する製剤
- 二十五 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドジメタノナフタリン(別名エンドリン)を含有する製剤
- 二十六 ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイドを含有する製剤
- 二十六の二 ヘキサクロロシクロペンタジエン及びこれを含有する製剤
- 二十六の三 ベンゼンチオール及びこれを含有する製剤
- 二十六の四 ホスゲン及びこれを含有する製剤
- 二十六の五 メタンスルホニルクロリド及びこれを含有する製剤
- 二十六の六 メチルシクロヘキシル―四―クロルフエニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシル―四―クロルフエニルチオホスフェイト一・五%以下を含有するものを除く。

- 二十六の七 メチル-N、・N、-ジメチル-N（メチルカルバモイル）オキシ-1-チオオキササマイミデート及びこれを含有する製剤。ただし、メチル-N、・N、-ジメチル-N（メチルカルバモイル）オキシ-1-チオオキササマイミデート・八%以下を含有するものを除く。
- 二十六の八 メチルホスホン酸ジクロリド
- 二十六の九 S-メチル-N（メチルカルバモイル）オキシ-1-チオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤。ただし、S-メチル-N（メチルカルバモイル）オキシ-1-チオアセトイミデート四五%以下を含有するものを除く。
- 二十六の十 メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤
- 二十六の十一 メチレンビス（1-チオセミカルバジド）及びこれを含有する製剤。ただし、メチレンビス（1-チオセミカルバジド）二%以下を含有するものを除く。
- 二十六の十二 2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-メルカプトエタノール一〇%以下を含有するものを除く。
- 二十七 モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
- 二十八 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
- 二十九 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
- 三十 燐化水素及びこれを含有する製剤
- 三十一 六弗化タングステン及びこれを含有する製剤

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

- 一 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 炭酸亜鉛

ロ 雷酸亜鉛

ハ 焼結した硫化亜鉛(II)

ニ 六水酸化錫亜鉛

- 一の二 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、亜塩素酸ナトリウム二五%以下を含有するもの及び爆発薬を除く。

- 一の三 アクリルアミド及びこれを含有する製剤

- 一の四 アクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、アクリル酸一〇%以下を含有するものを除く。

- 一の五 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤

- 一の六 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤

二 亜硝酸塩類

- 二の二 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤

- 二の三 亜硝酸メチル及びこれを含有する製剤

- 三 アセチレンジカルボン酸アミド及びこれを含有する製剤

- 三の二 亜セレン酸 $\text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O}$ 八二%以下を含有する製剤。ただし、容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸 $\text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O}$ 八二%以下を含有するものを除く。

四 アンリン塩類

- 四の二 アバメクチン $\cdot$ 八%以下を含有する製剤

- 四の三 2-アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-アミノエタノール二〇%以下を含有するものを除く。

- 四の四 N-（2-アミノエチル）-2-アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N-（2-アミノエチル）-2-アミノエタノール一〇%以下を含有するものを除く。

- 四の五 N-（2-アミノエチル）エタン $\cdot$ 2-ジアミン及びこれを含有する製剤

- 四の六 L-2-アミノ-4-（ヒドロキシ）（メチル）ホスフィノイル）ブチル-L-アラニル-L-アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L-2-アミノ-4-（ヒドロキシ）（メチル）ホスフィノイル）ブチル-L-アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。

- 四の七 1-アミノプロパン-2-オール及びこれを含有する製剤。ただし、1-アミノプロパン-2-オール四%以下を含有するものを除く。

- 四の八 3-アミノプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤。ただし、3-アミノプロパン-1-オール四%以下を含有するものを除く。

- 四の九 3-アミノメチル $\cdot$ 3 $\cdot$ 5 $\cdot$ 5-トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤。ただし、3-アミノメチル $\cdot$ 3 $\cdot$ 5 $\cdot$ 5-トリメチルシクロヘキシルアミン六%以下を含有するものを除く。

- 四の十 3-（アミノメチル）ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、3-（アミノメチル）ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。

五 N-アルキルアニリン及びその塩類

六 N-アルキルトリイジン及びその塩類

- 七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- イ 4-アセトキシフェニルジメチルホルムウムIIヘキサフルオロアンチモネート及びこれを含有する製剤

- ロ アンチモン酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

- ハ 酸化アンチモン(Ⅲ)を含有する製剤
- ニ 酸化アンチモン(V)及びこれを含有する製剤
- ホ 四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤
- ヘ トリス(ジペンチルジチオカルバマト)  $\text{C}_2\text{S}_2\text{S}_6$  アンチモン5%以下を含有する製剤
- ト 硫化アンチモン及びこれを含有する製剤
- 八 アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア10%以下を含有するものを除く。
- 八の二 ニーイソプロピルオキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピルオキシエタノール15%以下を含有するものを除く。
- 九 ニーイソプロピルオキシフェニル $\text{N}$ —メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピルオキシフェニル $\text{N}$ —メチルカルバメート1%以下を含有するものを除く。
- 九の二 ニーイソプロピルフェニル $\text{N}$ —メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピルフェニル $\mathbf{N}$ —メチルカルバメート1・5%以下を含有するものを除く。
- 十 ニーイソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチルチオホスフェイト5%(マイクロカプセル製剤にあつては、25%)以下を含有するものを除く。
- 十の二 一水素二弗化アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、一水素二弗化アンモニウム4%以下を含有するものを除く。
- 十の三 一・一、—イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジン(別名イミノクタジン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 一・一、—イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジン(別名イミノクタジン) ジグアニジンとして三・5%以下を含有する製剤(ロに該当するものを除く。)
- ロ 一・一、—イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジン(別名イミノクタジン) ジグアニジンアルキルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤
- 十一 可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤
- 十一の二 エタン—一・二—ジアミン及びこれを含有する製剤
- 十一の三  $\text{O}$ —エチル— $\text{O}$ —(ニーイソプロピルオキシカルボニルフェニル)— $\text{N}$ —イソプロピルチオホルアミド(別名イソフエンホス) 5%以下を含有する製剤
- 十一の四  $\text{N}$ —エチル— $\text{O}$ —(ニーイソプロピルオキシカルボニル— $\text{O}$ —メチルビニル)— $\text{O}$ —メチルチオホルアミド(別名プロペタンホス) 及びこれを含有する製剤。ただし、 $\text{N}$ —エチル— $\text{O}$ —(ニーイソプロピルオキシカルボニル— $\text{O}$ —メチルビニル)— $\text{O}$ —メチルチオホルアミド1%以下を含有するものを除く。
- 十二 エチル $\text{N}$ —(ジエチルジチオホスホリールアセチル)— $\text{N}$ —メチルカルバメートを含有する製剤
- 十二の二 エチル—二—ジエトキシチオホスホリールオキシ—五—メチルピラゾロ—二・五— $\text{a}$ —ピリミジン—六—カルボキシラート(別名ピラゾホス) 及びこれを含有する製剤
- 十三 エチル—二・四—ジクロルフェニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチル—二・四—ジクロルフェニルチオノベンゼンホスホネイト3%以下を含有するものを除く。
- 十三の二 エチルジフェニルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチルジフェニルジチオホスフェイト2%以下を含有するものを除く。
- 十三の三  $\text{O}$ —エチル— $\text{S}$ — $\text{S}$ —ジプロピル— $\text{H}$ —ホスホロジチオアート(別名エトプロホス) 5%以下を含有する製剤。ただし、 $\text{O}$ —エチル— $\text{S}$ — $\text{S}$ —ジプロピル— $\text{H}$ —ホスホロジチオアート3%以下を含有する徐放性製剤を除く。
- 十三の四 ニーエチル—三・七—ジメチル—六—「四—(トリフルオロメトキシ)フェノキシ」—四—キノリル—メチル—カルボナート及びこれを含有する製剤
- 十三の五 ニーエチルチオメチルフェニル $\text{N}$ —メチルカルバメート(別名エチオフェンカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、ニーエチルチオメチルフェニル $\text{N}$ —メチルカルバメート2%以下を含有するものを除く。
- 十四 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN) 一・5%以下を含有する製剤
- 十四の二  $\text{O}$ —エチル— $\text{S}$ —プロピル—「二E」— $\text{N}$ —(シアノイミノ)— $\text{N}$ —エチルイミダゾリジン— $\text{N}$ — $\text{N}$ —「イール」ホスホノチオアート(別名イミシアホス) 及びこれを含有する製剤。ただし、 $\text{O}$ —エチル— $\text{S}$ —プロピル—「二E」— $\text{N}$ —(シアノイミノ)— $\text{N}$ —エチルイミダゾリジン— $\text{N}$ — $\text{N}$ —「イール」ホスホノチオアート1・5%以下を含有するものを除く。
- 十四の三 エチル—(Z)— $\text{N}$ —ベンジル— $\text{N}$ —「メチル— $\text{N}$ —メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル」アミノ「チオ」アミノ「プロピオナート及びこれを含有する製剤
- 十四の四  $\text{O}$ —エチル— $\text{O}$ —四—メチルチオフェニル— $\text{S}$ —プロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、 $\text{O}$ —エチル— $\text{O}$ —四—メチルチオフェニル— $\text{S}$ —プロピルジチオホスフェイト3%以下を含有するものを除く。
- 十四の五  $\text{O}$ —エチル— $\text{S}$ — $\text{N}$ —メチルプロピル—「二」オキソ— $\text{N}$ — $\text{N}$ —「アゾリジン」ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート) 及びこれを含有する製剤。ただし、 $\text{O}$ —エチル— $\text{S}$ — $\text{N}$ —メチルプロピル—「二」オキソ— $\text{N}$ — $\text{N}$ —「アゾリジン」ホスホノチオアート1・5%以下を含有するものを除く。
- 十四の六 四—エチルメルカプトフェニル $\text{N}$ —メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 十四の七 エチレンオキシド及びこれを含有する製剤
- 十五 エチレンクロロヒドリンを含有する製剤
- 十五の二 エピクロロヒドリン及びこれを含有する製剤
- 十五の三 エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメクチンとして2%以下を含有するものを除く。
- 十六 塩化水素を含有する製剤。ただし、塩化水素10%以下を含有するものを除く。
- 十六の二 塩化水素と硫酸とを含有する製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて10%以下を含有するものを除く。
- 十七 塩化第一水銀を含有する製剤
- 十七の二 塩化チオニル及びこれを含有する製剤

## 十七の三 塩素

十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。

十八の二 (一R・二S・三R・四S)―七―オキサビシクロ〔二・二・二〕ヘプタン―二・三―ジカルボン酸(別名エンドタル)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・二S・三R・四S)―七―オキサビシクロ〔二・二・二〕ヘプタン―二・三―ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

十八の四 オキシラン―ニ―イルメチルメタクリレート及びこれを含有する製剤

十八の五 一・二・四・五・六・七・八―オクタクロロ―二・三・三・三・三・四・七・七・七・七―ヘキサヒドロ―四・七―メタノー―H―インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八―ノナクロロ―二・三・三・三・三・四・七・七・七・七―ヘキサヒドロ―四・七―メタノー―H―インデン、四・五・六・七・八・八―ヘキサクロロ―三・三・三・三・三・四・七・七・七・七―ヘキサヒドロ―四・七―メタノー―H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八―オクタクロロ―二・三・三・三・三・四・七・七・七・七―ヘキサヒドロ―四・七―メタノー―H―インデン、一・二・三・四・五・六・七・八―ノナクロロ―二・三・三・三・三・四・七・七・七・七―ヘキサヒドロ―四・七―メタノー―H―インデン、四・五・六・七・八・八―ヘキサクロロ―三・三・三・三・三・四・七・七・七・七―ヘキサヒドロ―四・七―メタノー―H―インデン、一・四・五・六・七・八―ヘプタクロロ―三・三・三・三・三・四・七・七・七・七―ヘキサヒドロ―四・七―メタノー―H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含有するものを除く。

十九 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素六%以下を含有するものを除く。

二十 過酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、過酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

二十一 過酸化尿素を含有する製剤。ただし、過酸化尿素一七%以下を含有するものを除く。

二十二 カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。

二十二の二 「(―カルボキシラトフェニル)チオ」(エチル)水銀ナトリウム(別名チメロサル)〇・一%以下を含有する製剤

二十二の三 ぎ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ぎ酸九〇%以下を含有するものを除く。

二十二の四 キシレン

二十二の五 キノリン及びこれを含有する製剤

二十三 無機金塩類。ただし、雷金を除く。

二十四 無機銀塩類。ただし、塩化銀及び雷酸銀を除く。

二十四の二 グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリコール酸三・六%以下を含有するものを除く。

二十五 クレゾールを含有する製剤。ただし、クレゾール五%以下を含有するものを除く。

二十六 クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。

二十六の二 二―クロルエチルトリメチルアンモニウム塩類及びこれを含有する製剤

二十六の三 N―(三―クロル―四―クロルジフルオロメチルチオフェニル)―N、N、N―ジメチルウレア及びこれを含有する製剤。ただし、N―(三―クロル―四―クロルジフルオロメチルチオフェニル)―N、N、N―ジメチルウレア二%以下を含有するものを除く。

二十六の四 二―クロル―(二・四―ジクロルフェニル)ビニルエチルメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤

二十六の五 二―クロル―(二・四―ジクロルフェニル)ビニルジメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤

二十六の六 一―クロル―二―ジブromエタン及びこれを含有する製剤

二十六の七 二―クロル―四・五―ジメチルフェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤

二十七 クロルピクリンを含有する製剤

二十八 クロルメチルを含有する製剤。ただし、容量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇%以下を含有するものを除く。

二十八の二 クロラセチルクロライド及びこれを含有する製剤

二十八の三 二―クロロアニリン及びこれを含有する製剤

二十八の四 四―クロロ―三―エチル―メチル―N―〔四―(パラトリルオキシ)ベンジル〕ピラゾール―五―カルボキサミド及びこれを含有する製剤

二十八の五 五―クロロ―N―〔二―〔四―(二―エトキシエチル)―二・三―ジメチルフェノキシ〕エチル〕―六―エチルピリミジン―四―アミン(別名ピリミジフェン)及びこれを含有する製剤。ただし、五―クロロ―N―〔二―〔四―(二―エトキシエチル)―二・三―ジメチルフェノキシ〕エチル〕―六―エチルピリミジン―四―アミン四%以下を含有するものを除く。

二十八の六 クロロギ酸ノルマルプロピル及びこれを含有する製剤

二十八の七 クロロ酢酸エチル及びこれを含有する製剤

二十八の八 クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

二十八の九 一―クロロ―四―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十 二―クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十一 トランス―N―(六―クロロ―三―ピリジルメチル)―N、―シアノ―N―メチルアセトアミジン(別名アセタミブライド)及びこれを含有する製剤。ただし、トランス―N―(六―クロロ―三―ピリジルメチル)―N、―シアノ―N―メチルアセトアミジン二%以下を含有するものを除く。

- 二十八の十二 一(六)クロロ一三(ピリジルメチル)一Nニトロイミダゾリジン一ニイリデンアミン(別名イミダクロプロド)及びこれを含有する製剤。ただし、一(六)クロロ一三(ピリジルメチル)一Nニトロイミダゾリジン一ニイリデンアミン二(マイクロカプセル製剤にあつては、一二)以下を含有するものを除く。
- 二十八の十三 三(六)クロロピリジン一三(イルメチル)一三(チアゾリジン一ニイリデンシアナミド(別名チアクロプロド)及びこれを含有する製剤。ただし、三(六)クロロピリジン一三(イルメチル)一三(チアゾリジン一ニイリデンシアナミド三)以下を含有するものを除く。
- 二十八の十四 (RS)一(O)一(四)クロロフェニル)ピラゾール一四(イル)OエチルSプロピルHホスホロチオアート)六)以下を含有するものを除く。
- (RS)一(O)一(四)クロロフェニル)ピラゾール一四(イル)OエチルSプロピルHホスホロチオアート)六)以下を含有するものを除く。
- 二十八の十五 クロロブレン及びこれを含有する製剤
- 二十九 砒<sup>3</sup>化水素酸塩類及びこれを含有する製剤
- 三十 砒<sup>3</sup>化水素酸塩類及びこれを含有する製剤
- 三十の二 五酸化バナジウム(溶融した五酸化バナジウムを固化化したものを除く。)及びこれを含有する製剤。ただし、五酸化バナジウム(溶融した五酸化バナジウムを固化化したものを除く。)一〇%以下を含有するものを除く。
- 三十の三 酢酸エチル
- 三十の四 酢酸タリウム及びこれを含有する製剤
- 三十の五 サリノマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、サリノマイシンとして一%以下を含有するものを除く。
- 三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤
- 三十の七 三塩化チタン及びこれを含有する製剤
- 三十一 酸化水銀五%以下を含有する製剤
- 三十一の二 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。
- 三十一の三 四(ジアルアルミノ)三・五(ジメチルフェニル)N(メチルカルバメート)及びこれを含有する製剤
- 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 四「六(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ」一四、一シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (2) 「一(アセトキシ)一(四)ジエチルアミノ)ペンジリデン」マロノニトリル及びこれを含有する製剤
- (3) アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤
- (4) 四・四、一アゾビス(四)シアノ吉草酸)及びこれを含有する製剤
- (5) 五(アミノ)一(二・六)ジクロロ一四(トリフルオロメチルフェニル)一四(エチルスルフィニル)一H(ピラゾール)三(カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (6) 五(アミノ)一(二・六)ジクロロ一四(トリフルオロメチルフェニル)一三(シアノ)一四(トリフルオロメチルスルフィニル)ピラゾール(別名フィプロニル)一(マイクロカプセル製剤にあつては、五%)以下を含有する製剤
- (7) 四(アルキル安息香酸シアノフェニル)及びこれを含有する製剤
- (8) 四(アルキル)一四、一シアノパラテルフェニル及びこれを含有する製剤
- (9) 四(アルキル)一四、一シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (10) 四(アルキル)一四、一シアノフェニルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
- (11) 五(アルキル)一四(四)シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤
- (12) 四(アルキルシクロヘキシル)一四、一シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (13) 五(四)アルキルフェニル)一四(四)シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤
- (14) 四(アルコキシ)一四、一シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (15) 四(イソプロピルベンゾニトリル)及びこれを含有する製剤
- (16) (E)一ウンデカ九(エンニトリル、(Z)一ウンデカ九(エンニトリル)及びウンデカ九(エンニトリル)の混合物)一〇(エンニトリル)の混合物(E)一ウンデカ九(エンニトリル)四(五%)以上五(五%)以下を含有し、(Z)一ウンデカ九(エンニトリル)三(三%)以上三(三%)以下を含有し、かつ、ウンデカ九(一〇)エンニトリル一〇(二〇%)以上二〇(二〇%)以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤
- (17) 四(エチルオクタ)三(エンニトリル)及びこれを含有する製剤
- (18) 四(トランス)一四(トランス)一四(エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ペンゾニトリル及びこれを含有する製剤

- (19) 四―〔五―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)―二―ピリミジニル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (20) 四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)―二―フルオロベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (21) トランス―四―エチルトランス―一・一、一―ピシクロヘキサ―四―カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (22) 四、一〔二―(エトキシ)エトキシ〕―四―ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (23) 四―(トランス―四―(エトキシメチル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (24) 三―(オクタデセニルオキシ)プロピオニトリル及びこれを含有する製剤
- (25) オレオニトリル及びこれを含有する製剤
- (26) カプリニトリル及びこれを含有する製剤
- (27) カプリニトリル及びこれを含有する製剤
- (28) 二―(四―クロロ―六―エチルアミノ―S―トリアジン―二―イルアミノ)―二―メチル―プロピオニトリル五〇%以下を含有する製剤
- (29) 四―クロロ―二―シアノ―N・N―ジメチル―五―パラ―トリルイミダゾール―一―スルホンアミド及びこれを含有する製剤
- (30) 三―クロロ―四―シアノフェニル―四―エチルベンゾアールト及びこれを含有する製剤
- (31) 三―クロロ―四―シアノフェニル―四―プロピルベンゾアールト及びこれを含有する製剤
- (32) 一―(三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾル)〔一・五―a〕ピリジン―二―イル)―五―〔メチル(プロプ―二―イン―一―イル)アミノ〕―一―H―ピラゾール―四―カルボニトリル(別名ピラクロニル)及びこれを含有する製剤
- (33) 一―(三―クロロ―二―ピリジル)―四、一―シアノ―二、一―メチル―六、一―(メチルカルバモイル)―三―〔五―(トリフルオロメチル)―二―H―一・二・三・四―テトラゾール―二―イル)メチル〕―一―H―ピラゾール―五―カルボキサニリド及びこれを含有する製剤
- (34) (E)―〔(四RS)―四―(二―クロロフェニル)―一・三―ジチオラン―二―イリデン〕(一―H―イミダゾール―一―イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (35) 二―(四―クロロフェニル)―二―(一―H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル)ヘキサニトリル(別名ミクロブタニル)及びこれを含有する製剤
- (36) (RS)―四―(四―クロロフェニル)―二―フェニル―二―(一―H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル)ブチロニトリル及びこれを含有する製剤
- (37) 高分子化合物
- (38) シアノアクリル酸エステル及びこれを含有する製剤
- (39) N―(二―シアノエチル)―一・三―ビス(アミノメチル)ベンゼン、N・N、―ジ(二―シアノエチル)―一・三―ビス(アミノメチル)ベンゼン及びN・N・N、―トリ(二―シアノエチル)―一・三―ビス(アミノメチル)ベンゼンの混合物並びにこれを含有する製剤
- (40) (RS)―二―シアノ―N―〔R〕―一―(二・四―ジクロロフェニル)エチル〕―三・三―ジメチルブチラミド(別名ジクロシメツト)及びこれを含有する製剤
- (41) 二―シアノ―三・三―ジフェニルプロパ―二―エン酸二―エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤
- (42) 四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニル―四―ブター―三―エニルベンゾアールト及びこれを含有する製剤
- (43) 四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニル―四―ペンチルベンゾアールト及びこれを含有する製剤
- (44) N―(二―シアノ―一・二―ジメチルプロピル)―二―(二・四―ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
- (45) N―〔(RS)―シアノ(チオフェン―二―イル)メチル〕―四―エチル―二―(エチルアミノ)―一・三―チアゾール―五―カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤
- (46) 四、一―シアノ―四―ビフェニル―トランス―四―エチル―一―シクロヘキサニカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (47) 四、一―シアノ―四―ビフェニル―トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)―一―シクロヘキサニカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (48) 四―シアノ―四、一―ビフェニル―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)ベンゾアールト及びこれを含有する製剤
- (49) 四、一―シアノ―四―ビフェニル―四、一―ブチル―四―ビフェニルカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (50) 四、一―シアノ―四―ビフェニル―トランス―四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)―一―シクロヘキサニカルボキシラート及びこれを含有する製剤



- (51) 四—シアノ—四—ビフェニル $\parallel$ 四—(トランス—四—ペンチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (52) 四—シアノフェニル $\parallel$ トランス—四—ブチル—シクロヘキサカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (53) 四—シアノフェニル $\parallel$ トランス—四—プロピル—シクロヘキサカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (54) 四—シアノフェニル $\parallel$ トランス—四—ペンチル—シクロヘキサカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (55) 四—シアノフェニル $\parallel$ 四—(トランス—四—ペンチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (56) (E)—二—(二—(四—シアノフェニル)—「三—(トリフルオロメチル)フェニル」エチリデン)—N—「四—(トリフルオロメトキシ)フェニル」ヒドラジンカルボキサミドと(Z)—二—(二—(四—シアノフェニル)—「三—(トリフルオロメチル)フェニル」エチリデン)—N—「四—(トリフルオロメトキシ)フェニル」ヒドラジンカルボキサミドとの混合物(E)—二—(二—(四—シアノフェニル)—「三—(トリフルオロメチル)フェニル」エチリデン)—N—「四—(トリフルオロメトキシ)フェニル」ヒドラジンカルボキサミドとを含有し、かつ、(Z)—二—(二—(四—シアノフェニル)—「三—(トリフルオロメチル)フェニル」エチリデン)—N—「四—(トリフルオロメトキシ)フェニル」ヒドラジンカルボキサミド $\geq$ 10%以下を含有するものに限る。(別名メタフルミゾン)及びこれを含有する製剤
- (57) (S)—四—シアノフェニル $\parallel$ 四—(二—メチルブトキシ)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (58) (RS)—シアノ—(三—フェノキシフェニル)メチル $\parallel$ 二・二・三・三—テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェンプロバトリン)1%以下を含有する製剤
- (59) (RS)— $\alpha$ —シアノ—三—フェノキシベンジル $\parallel$ N—(二—クロロ— $\alpha$ — $\alpha$ —トリフルオロパラトル)D—バリナート(別名フルバリネート)5%以下を含有する製剤
- (60)  $\alpha$ —シアノ—三—フェノキシベンジル $\parallel$ 二—ジクロロ—(四—エトキシフェニル)—シクロプロパンカルボキシラート(別名シクロプロトリン)及びこれを含有する製剤
- (61) (S)— $\alpha$ —シアノ—三—フェノキシベンジル $\parallel$ (二R・三R)—三—(二—ジクロロピニル)—二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラートと(R)— $\alpha$ —シアノ—三—フェノキシベンジル $\parallel$ (二S・三S)—三—(二—ジクロロピニル)—二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラートとの等量混合物 $\geq$ 88%以下を含有する製剤
- (62) (S)— $\alpha$ —シアノ—三—フェノキシベンジル $\parallel$ (二R・三S)—二—ジメチル—三—(二・二・二—テトラブromoエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメトリン) $\geq$ 9%以下を含有する製剤
- (63) (S)— $\alpha$ —シアノ—三—フェノキシベンジル $\parallel$ (Z)—(二R・三S)—二—ジメチル—三—(二・二・二—トリフルオロ—トリフルオロメチルエトキシカルボニル)ピニル)シクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (64) (S)— $\alpha$ —シアノ—三—フェノキシベンジル $\parallel$ (二R・三R)—二—ジメチル—三—(二—メチル—プロペニル)—シクロプロパンカルボキシラートと(R)— $\alpha$ —シアノ—三—フェノキシベンジル $\parallel$ (二R・三R)—二—ジメチル—三—(二—メチル—プロペニル)—シクロプロパンカルボキシラートとの混合物(S)— $\alpha$ —シアノ—三—フェノキシベンジル $\parallel$ (二R・三R)—二—ジメチル—三—(二—メチル—プロペニル)—シクロプロパンカルボキシラート $\geq$ 91%以上 $\geq$ 99%以下を含有し、かつ、(R)— $\alpha$ —シアノ—三—フェノキシベンジル $\parallel$ (二R・三R)—二—ジメチル—三—(二—メチル—プロペニル)—シクロプロパンカルボキシラート $\geq$ 1%以上 $\geq$ 9%以下を含有するものに限る。10%以下を含有するマイクロカプセル製剤
- (65) (RS)— $\alpha$ —シアノ—三—フェノキシベンジル $\parallel$ (二R・三R)—二—ジメチル—三—(二—メチル—プロペニル)—シクロプロパンカルボキシラート8%以下を含有する製剤
- (66) (RS)— $\alpha$ —シアノ—三—フェノキシベンジル $\parallel$ (二R・三S)—二—ジメチル—三—(二—メチル—プロペニル)—シクロプロパンカルボキシラート2%以下を含有する製剤
- (67) 四—シアノ—三—フルオロフェニル $\parallel$ 四—(トランス—四—エチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (68) 四—シアノ—三—フルオロフェニル $\parallel$ 四—エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (69) 四—シアノ—三—フルオロフェニル $\parallel$ 四—(エトキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (70) 四—シアノ—三—フルオロフェニル $\parallel$ 四—(トランス—四—ブチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (71) 四—シアノ—三—フルオロフェニル $\parallel$ 四—ブチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (72) 四—シアノ—三—フルオロフェニル $\parallel$ 四—(ブトキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (73) 四—シアノ—三—フルオロフェニル $\parallel$ 四—(トランス—四—プロピルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (74) 四—シアノ—三—フルオロフェニル $\parallel$ 四—プロピルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (75) 四—シアノ—三—フルオロフェニル $\parallel$ 四—(プロポキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤

- (76) 四―シアノ―三―フルオロフェニル $\parallel$ 四―ヘプチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (77) 四―シアノ―三―フルオロフェニル $\parallel$ 四―「(三E)―ペンターニ―エン―」イル」ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (78) 四―シアノ―三―フルオロフェニル $\parallel$ 四―(ベンチルオキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (79) 四―シアノ―三―フルオロフェニル $\parallel$ 四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (80) 四―シアノ―三―フルオロフェニル $\parallel$ 四―ベンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (81) 四―シアノ―四―フルオロ―三―フェノキシベンジル $\parallel$ 三―(二―二―ジクロロビニル)―二―二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下を含有する製剤
- (82) 四―(シアノメチル)―二―イソプロピル―五・五―ジメチルシクロヘキサシカルボキサニリド及びこれを含有する製剤
- (83) 二―シアノ―N―メチル―二―「三―(二・四・六―トリオキソテトラヒドロピリミジン―五(二H)―イリデン)―二・三―ジヒドロ―H―イソインドール―イリデン」アセトアミド(別名ピグメントイエロー一八五)及びこれを含有する製剤
- (84) N―シアノメチル―四―(トリフルオロメチル)ニコチンアミド(別名フロニカミド)及びこれを含有する製剤
- (85) N―(四―シアノメチルフェニル)―二―イソプロピル―五―メチルシクロヘキサシカルボキサミド及びこれを含有する製剤
- (86) トランス―一―(二―シアノ―二―メトキシイミノアセチル)―三―エチルウレア(別名シモキサニル)及びこれを含有する製剤
- (87) 一・四―ジアミノ―二・三―ジシアノアントラキノン及びこれを含有する製剤
- (88) O・O―ジエチル―O―(二―シアノベンジリデンアミノ)チオホスフェイト(別名ホキシム)及びこれを含有する製剤
- (89) 三・三、―一・四―ジオキソピロロ「三・四―c」ピロール―三・六―ジイル)ジベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (90) シクロヘキシリデン―o―トリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (91) 二―シクロヘキシリデン―二―フェニルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (92) シクロポリ(三々四)「ジフェノキシ、フェノキシ(四―シアノフェノキシ)及び「ビス(四―シアノフェノキシ)」ホスファゼン」の混合物並びにこれを含有する製剤
- (93) 二・六―ジクロロシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (94) 三・四―ジクロロ―二―シアノ―一・二―チアゾール―五―カルボキサニリド(別名イソチアニル)及びこれを含有する製剤
- (95) 一―(二・六―ジクロロ―e・e・e―トリフルオロ―p―トリル)―四―(ジフルオロメチルチオ)―五―「(二―ピリジルメチル)アミノ」ピラゾール―三―カルボニトリル(別名ピリプロール)二・五%以下を含有する製剤
- (96) (E)―「(四R)―四―(二・四―ジクロロフェニル)―一・三―ジチオラン―二―イリデン」(二H―イミダゾール―イイル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (97) 四―(二・二―ジシアノエテン―イイル)フェニル $\parallel$ 二・四・五―トリクロロベンゼン―一―スルホナート及びこれを含有する製剤
- (98) ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤
- (99) 二・六―ジフルオロ―四―(トランス―四―ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (100) 二・六―ジフルオロ―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (101) 二・六―ジフルオロ―四―(五―プロピルピリミジン―二―イイル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (102) 四―「二・三―(ジフルオロメチレンジオキシ)フェニル」ピロール―三―カルボニトリル(別名フルジオキサニル)及びこれを含有する製剤
- (103) 三・七―ジメチル―二・六―オクタジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (104) 三・七―ジメチル―六―オクテンニトリル及びこれを含有する製剤
- (105) 三・七―ジメチル―二・六―ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (106) 三・七―ジメチル―三・六―ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (107) 四・八―ジメチル―七―ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- (108) ジメチルパラシアンフェニル―チオホスフェイト及びこれを含有する製剤

- (109) 三―(六・六―ジメチルピシクロ「三・一・一」ヘブターニ―エンニ―イル)―二・二―ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤
- (110) 一・二―ジ(二―「四―」ニ―「二―メチルプロボキシ」カルボニルニ―シアノエテニル」フェニルチオ)エトキシ)エタン及びこれを含有する製剤
- (111) N―(R・R―ジメチルベンジル)―ニ―シアノニ―フェニルアセトアミド及びこれを含有する製剤
- (112) 三・四―ジメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (113) 四・四―ジメチルシブタンニトリル及びこれを含有する製剤
- (114) 三・五―ジヨード―四―オクタノイルオキシベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (115) ステアロニトリル及びこれを含有する製剤
- (116) 染料
- (117) テトラクロルメタジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (118) 二・三・三―テトラフルオロニ―(トリフルオロメチル)プロパンニトリル及びこれを含有する製剤
- (119) 二・三・五・六―テトラフルオロニ―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(Z)―(R・三R)―三―(ニ―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロニ―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(R・三R)―三―(ニ―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロニ―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(Z)―(S・三S)―三―(ニ―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロニ―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(EZ)―(R・S・三SR)―三―(ニ―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び二・三・五・六―テトラフルオロニ―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(R・S・三SR)―三―(ニ―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物(二・三・五・六―テトラフルオロニ―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(Z)―(R・三R)―三―(ニ―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・九%以上を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロニ―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(R・三R)―三―(ニ―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇%以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロニ―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(Z)―(S・三S)―三―(ニ―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇%以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロニ―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(R・三R)―三―(ニ―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇%以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロニ―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(EZ)―(R・S・三SR)―三―(ニ―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇%以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロニ―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(R・三R)―三―(ニ―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇%以下を含有し、かつ、二・三・五・六―テトラフルオロニ―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(R・S・三SR)―三―(ニ―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。)
- (120) 並びにこれを含有する製剤
- (四Z)―四―ドデセンニトリル及びこれを含有する製剤
- (121) トリチオシクロヘプタジエン―三・四・六・七―テトラニトリル一五%以下を含有する燻蒸剤
- (122) ニ―トリデセンニトリルと三―トリデセンニトリルとの混合物(二―トリデセンニトリル八〇%以上八四%以下を含有し、かつ、三―トリデセンニトリル一五%以上一九%以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤
- (123) 二・二・二―トリフルオロエチルⅡ(「二S)―「―シアノニ―メチルプロピル」カルバマート及びこれを含有する製剤
- (124) 二・二・三―トリメチル―三―シクロペンテンアセトニトリル一〇%以下を含有する製剤
- (125) p―トルエンスルホン酸Ⅱ四―「三―」シアノ(ニ―メチルフェニル)メチリデン」チオフエン―二(三H)―イリデン」アミノオキシスルホニル」フェニル及びこれを含有する製剤
- (126) ノナ―二・六―ジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (127) パラジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (128) パルミトニトリル及びこれを含有する製剤
- (129) 一・二―ビス(N―シアノメチルN・N―ジメチルアンモニウム)エタンⅡジクロリド及びこれを含有する製剤
- (130) 二―ヒドロキシ―五―ビリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (131) 四―(トランス―四―ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (132) 三―ビリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (133) (ニZ)―「―フェニル―」―「―ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤
- (134) ブチルⅡ(R)―「四―」(四―シアノニ―フルオロフェノキシ)フェノキシ」プロピオナート(別名シハロホツブチル)及びこれを含有する製剤

- (135) トランスー四ー(五ーブチルー一・三ージオキササンー二ーイル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (136) 四ー「トランスー四ー」二ー「トランスー四ーブチルシクロヘキシル」エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (137) 四ー「トランスー四ー」(トランスー四ーブチルシクロヘキシル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (138) 四ーブチルー二・六ージフルオロ安息香酸四ーシアノー三ーフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (139) (E) ー二ー「四ーターシャリーブチルフェニル」 ー二ーシアノー一ー「一・三・四ートリメチルピラゾールー五ーイル」 ビニル 二・二ージメチルプロピオナート(別名シエノピラフェン)及びこれを含有する製剤
- (140) トランスー四ー、ーブチルートランスー四ーヘブチルートランスー一・一、ービスシクロヘキササンー四ーカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (141) 四、ー「トランスー四ー」(三ーブテニル)シクロヘキシル」 ー四ービフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (142) 四ー「トランスー四ー」(三ーブテニル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (143) 二ーフルオロー四ー「トランスー四ー」(トランスー四ーエチルシクロヘキシル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (144) (Z) ー二ー「二ーフルオロー五ー」(トリフルオロメチル)フェニルチオ」 ー二ー「三ー」二ー「二ーメトキシフェニル」 ー一・三ー「チアゾリジンー二ーイリデン」アセトニトリル(別名フルチアニル)及びこれを含有する製剤
- (145) 二ーフルオロー四ー「トランスー四ー」ビニルシクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (146) 二ーフルオロー四ー「トランスー四ー」(E) ー「プロパー」 ーエン」 ーイル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (147) 二ーフルオロー四ー「トランスー四ー」(トランスー四ー)プロピルシクロヘキシル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (148) 二ーフルオロー四ー「トランスー四ー」プロピルシクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (149) 二ーフルオロー三ー「プロピル」 ー一・二」 ー二・四」 ー三」 ー「テルフェニル」 ー一」 ー四」カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (150) 三、ーフルオロー四、ープロピル」 ー四」パラテルフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (151) 二ーフルオロー四ー「トランスー四ー」ペンチルシクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (152) 二ーフルオロー四ー「トランスー四ー」(三ーメトキシプロピル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (153) トランスー四ー(五ープロピルー一・三ージオキササンー二ーイル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (154) 四ー「トランスー四ー」二ー「トランスー四ー」プロピルシクロヘキシル」エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (155) 四ー「トランスー四ー」(トランスー四ー)プロピルシクロヘキシル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (156) 二ー「二ー」(プロピルスルホニルオキシイミノ)チオフェン」三(二H) ーイリデン」 ー二ー「二ーメチルフェニル」アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (157) 四ー「二ー」(トランスー四、ープロピルートランスー一・一、ービスシクロヘキササンー四ーイル)エチル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (158) 四ー「トランスー四ー」(一ープロペニル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (159) 三ープロモeer(三ークロロピリジンー二ーイル) ーN」 ー「四ーシアノー二ーメチルー六ー」(メチルカルバモイル)フェニル」 ーH」ピラゾールー五ーカルボキサミド(別名シアントラニプロール)及びこれを含有する製剤
- (160) 四ープロモeer(四ークロロフェニル) ー一」エトキシメチルー五ートリフルオロメチルピロール」三ーカルボニトリル(別名クロルフエナビル)○・六%以下を含有する製剤
- (161) 二ープロモeer(プロモメチル)グルタロニトリル及びこれを含有する製剤
- (162) 三ー「シス」三ーヘキセニロキシ」プロパンニトリル及びこれを含有する製剤
- (163) 四ー「五ー」(トランスー四ー)ヘブチルシクロヘキシル) ー二ー「ピリミジニル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (164) ペンタクロルマンデル酸ニトリル及びこれを含有する製剤
- (165) トランスー四ー(五ーベンチルー一・三ージオキササンー二ーイル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (166) 四ー「トランスー四ー」(トランスー四ー)ペンチルシクロヘキシル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

- (167) 四―「五―(トランス―四―ベンチルシクロヘキシル)―二―ピリミジニル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (168) 四―ベンチル―二・六―ジフルオロ安息香酸四―シアノ―三―フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (169) 四―「(E)―三―ペンテニル」安息香酸四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (170) 四、―「トランス―四―(四―ペンテニル)シクロヘキシル」―四―ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (171) 四―「トランス―四―(一―ペンテニル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (172) 四―「トランス―四―(三―ペンテニル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (173) 四―「トランス―四―(四―ペンテニル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (174) ミリストニトリル及びこれを含有する製剤
- (175) メタジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (176) 四、―メチル―二―シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (177) メチルⅡ(E)―二―「二―(六―(二―シアノフェノキシ)ピリミジン―四―イルオキシ)フェニル」―三―メトキシアクリレート八〇%以下を含有する製剤
- (178) 二―メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤
- (179) 三―メチル―二―ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- (180) 三―メチル―三―ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- (181) 二―「二―(四―メチルフェニルホルニルオキシイミノ)チオフェン―三(二H)―イリデン」―二―(二―メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (182) (Z)―「五―「四―(四―メチルフェニルホルニルオキシ)フェニルホルニルオキシイミノ」―五H―チオフェン―二―イリデン」―二―メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (183) 三―メチル―五―フェニルペンタ―二―エンニトリル及びこれを含有する製剤
- (184) 二―メトキシエチルⅡ(RS)―二―(四―t―ブチルフェニル)―二―シアノ―三―オキソ―三―(二―トリフルオロメチルフェニル)プロパノアート(別名シフルメトフェン)及びこれを含有する製剤
- (185) 四―「トランス―四―(メトキシプロピル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (186) 四―「トランス―四―(メトキシメチル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (187) ラウロニトリル及びこれを含有する製剤
- 三十三 ジイソプロピル―S―(エチルスルフィニルメチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジイソプロピル―S―(エチルスルフィニルメチル)―ジチオホスフェイト五%以下を含有するものを除く。
- 三十三の二 二―(ジエチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―(ジエチルアミノ)エタノール〇・七%以下を含有するものを除く。
- 三十三の三 二―ジエチルアミノ―六―メチルピリミジニル―四―ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 三十四 ジエチル―S―(エチルチオエチル)―ジチオホスフェイト五%以下を含有する製剤
- 三十四の二 ジエチル―S―(二―オキソ―六―クロルベンゾキサゾメチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―S―(二―オキソ―六―クロルベンゾキサゾメチル)―ジチオホスフェイト二・二%以下を含有するものを除く。
- サゾロメチル)―ジチオホスフェイト二・二%以下を含有するものを除く。
- 三十四の三 O・O、―ジエチルⅡO、―(二―キノキサリニル)Ⅱチオホスフェイト(別名キナルホス)及びこれを含有する製剤
- 三十五 ジエチル―四―クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイトを含有する製剤
- 三十五の二 ジエチル―一―(二、・四、―ジクロルフェニル)―二―クロルピニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 三十六 ジエチル―(二・四―ジクロルフェニル)―チオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジエチル―(二・四―ジクロルフェニル)―チオホスフェイト三%以下を含有するものを除く。
- 三十七 ジエチル―二・五―ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジエチル―一・五―ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト一・五%以下を含有するものを除く。
- 三十七の二 ジエチル―(一・三―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド五%以下を含有する製剤
- 三十七の三 ジエチルⅡスルファート及びこれを含有する製剤

- 三十七の四 ジエチルー三・五・六トリクロルー二―ピリジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルー三・五・六トリクロルー二―ピリジルチオホスフェイト二％（マ  
イクロカプセル製剤にあつては、二五％）以下を含有するものを除く。
- 三十七の五 ジエチルー（五―フェニル―三―イソキサゾリル）―チオホスフェイト（別名イソキサチオン）及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルー（五―フェニル―三―イソキサゾリル）  
―チオホスフェイト二％以下を含有するものを除く。
- 三十七の六 ジエチルーS―ベンジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルーS―ベンジルチオホスフェイト二・三％以下を含有するものを除く。
- 三十七の七 ジエチルー四―メチルスルフェニルチオホスフェイト三％以下を含有する製剤
- 三十八 四塩化炭素を含有する製剤
- 三十八の二 二―（一・三―ジオキソラン―ニール）―フェニル―N―メチルカルバマート及びこれを含有する製剤
- 三十八の三 一・三―ジカルバモイルチオ―二―（N・N―ジメチルアミノ）―プロパン、その塩類及びこれらはいずれかを含有する製剤。ただし、一・三―ジカルバモイルチオ―二―（N・N  
―ジメチルアミノ）―プロパンとして二％以下を含有するものを除く。
- 三十九 しきみの実
- 三十九の二 シクロヘキサ―四―エン―一・二―ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤
- 四十 シクロヘキシミドを含有する製剤。ただし、シクロヘキシミド〇・二％以下を含有するものを除く。
- 四十の二 シクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤
- 四十の三 ジ（二―クロロイソプロピル）エーテル及びこれを含有する製剤
- 四十の四 ジクロルジニトロメタン及びこれを含有する製剤
- 四十の五 二・四―ジクロルー六―ニトロフェノール、その塩類及びこれらはいずれかを含有する製剤
- 四十一 ジクロルブチンを含有する製剤
- 四十一の二 二、四―ジクロルーe.p.a.―トリフルオロー四、―ニトロメタトルエンスルホンアニリド（別名フルスルファミド）及びこれを含有する製剤。ただし、二、四―ジクロロ  
―r.p.a.―トリフルオロー四、―ニトロメタトルエンスルホンアニリド〇・三％以下を含有するものを除く。
- 四十一の三 二・四―ジクロルー―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- 四十一の四 二・四―ジクロルーフェノール及びこれを含有する製剤
- 四十一の五 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤
- 四十二の二 三―ジ（ジエチルジチオホスホロ）―パラジオキサンを含有する製剤
- 四十二の三 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン四％以下を含有するものを除く。
- 四十二の四 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン四％以下を含有するものを除く。
- 四十二の五 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン四％以下を含有するものを除く。
- 四十三 二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノールを含有する製剤。ただし、二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノール〇・五％以下を含有するものを除く。
- 四十三の二 二・四―ジニトロトルエン及びこれを含有する製剤
- 四十四 二・四―ジニトロ―六―（一―メチルプロピル）―フェニルアセテートを含有する製剤
- 四十五 二・四―ジニトロ―六―（一―メチルプロピル）―フェノール二％以下を含有する製剤
- 四十六 二・四―ジニトロ―六―メチルプロピルフェノールジメチルアクリレートを含有する製剤
- 四十六の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート（別名ジノカツブ）及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート〇・二％以下を含有するものを除  
く。
- 四十六の三 二・三―ジヒドロ―二―ジメチル―七―ベンゾ〔b〕フラニル―N―ジブチルアミノチオ―N―メチルカルバマート（別名カルボスルファン）及びこれを含有する製剤
- 四十七の二 二、二―ジピリジリウム―一、―エチレンジプロミドを含有する製剤
- 四十七の三 二―ジフェニルアセチル―一・三―インダンジオン〇・〇〇五％以下を含有する製剤
- 四十七の四 三―（ジフルオロメチル）―一―メチル―N―〔三R〕―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―一H―インデン―四―イル〕―一H―ピラゾール―四―イル〕―一H―ピラゾール―四―  
イル〕及びこれを含有する製剤。ただし、三―（ジフルオロメチル）―一―メチル―N―〔三R〕―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―一H―インデン―四―イル〕―一H―ピラゾール―四―  
イル〕を含有する製剤を除く。
- 四十八 一・二―ジプロムエタン（別名EDB）を含有する製剤。ただし、一・二―ジプロムエタン五〇％以下を含有するものを除く。
- 四十九 ジプロムクロロプロパン（別名DBCP）を含有する製剤
- 五十 三・五―ジプロム―四―ヒドロキシ―四、―ニトロアゾベンゼンを含有する製剤。ただし、三・五―ジプロム―四―ヒドロキシ―四、―ニトロアゾベンゼン三％以下を含有するものを除く。
- 五十の二 二・三―ジプロモプロパン―一―オール及びこれを含有する製剤
- 五十の三 二―（ジメチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―（ジメチルアミノ）エタノール三・一％以下を含有するものを除く。
- 五十の四 二―（ジメチルアミノ）エタノールメタクリレート及びこれを含有する製剤。ただし、二―（ジメチルアミノ）エタノールメタクリレート六・四％以下を含有するものを除く。
- 五十の五 二―ジメチルアミノ―五・六―ジメチルピリミジル―四―N・N―ジメチルカルバマート及びこれを含有する製剤



- 六十九の三 センデユラマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、センデユラマイシンとして〇・五%以下を含有するものを除く。
- 六十九の四 二―チオ―三・五―ジメチルテトラヒドロ―一・三・五―チアジジン及びこれを含有する製剤
- 七十 チオセミカルバジドを含有する製剤。ただし、チオセミカルバジド〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。
- 七十一 テトラエチルメチレンビスチオホスフェイトを含有する製剤
- 七十一の二 テトラクロロニトロエタン及びこれを含有する製剤
- 七十一の三 (S) 一―三・五・六―テトラヒドロ―六―フェニルイミダゾ(二―一―b)チアゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(S) 一―二・三・五・六―テトラヒドロ―六―フェニルイミダゾ(二―一―b)チアゾールとして六・八%以下を含有するものを除く。
- 七十一の四 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル( Z ) 一―(一RS・三RS) 一―三―(二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル) 一―二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン) 一・五%以下を含有する製剤
- 七十一の五 三・七・九・一―三―テトラメチル―五・一―ジオキサ―二・八・一―四―トリチア―四・七・九・一―二―テトラアザペンタデカ―三・一―二―ジエン―六・一―〇―ジオン(別名チオジカルブ)及びこれを含有する製剤
- 七十一の六 二・四・六・八―テトラメチル―一・三・五・七―テトラオキシカン(別名メタルデヒド)及びこれを含有する製剤。ただし、二・四・六・八―テトラメチル―一・三・五・七―テトラオキシカン一〇%以下を含有するものを除く。
- 七十二 無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。
- 七十二の二 一―ドデシルグアニジニウムⅡアセタート(別名ドジン)六五%以下を含有する製剤
- 七十二の三 三・六・九―トリアザウンデカン―一―ジアミン及びこれを含有する製剤
- 七十三 トリエタノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)―フェノラートを含有する製剤
- 七十三の二 トリクロロニトロエチレン及びこれを含有する製剤
- 七十四 トリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイトを含有する製剤。ただし、トリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイト一〇%以下を含有するものを除く。
- 七十四の二 二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸、そのエステル類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤
- 七十四の四 トリクロロ(フェニル)シラン及びこれを含有する製剤
- 七十四の五 一・二・三―トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤
- 七十四の六 トリブチルトリチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 七十四の七 トリフルオロメタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、トリフルオロメタンスルホン酸一〇%以下を含有するものを除く。
- 七十五 トルイジン塩類
- 七十六 トルイレンジアミン及びその塩類
- 七十六の二 トルエン
- 七十七 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 四酸化三鉛
- ロ ヒドロオキシ炭酸鉛
- ハ 硫酸鉛
- 七十七の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。
- 七十七の三 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤
- 七十七の四 一―(四―ニトロフェニル) 一―三―(三―ピリジルメチル) ウレア及びこれを含有する製剤
- 七十八 二硫化炭素を含有する製剤
- 七十八の二 ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一%以下を含有するものを除く。
- 七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ バリウムⅡ四―(五―クロロ―四―メチル―二―スルホナトフェニルアゾ) 一―三―ヒドロキシ―二―ナフトアート
- ロ 硫酸バリウム
- 八十 ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。
- 八十の二 N・N、―ビス(二―アミノエチル)エタン―一・二―ジアミン及びこれを含有する製剤
- 八十の三 ビス(二―エチルヘキシル)Ⅱ水素Ⅱホスファート及びこれを含有する製剤。ただし、ビス(二―エチルヘキシル)Ⅱ水素Ⅱホスファート二%以下を含有するものを除く。
- 八十の四 S・S―ビス(一―メチルプロピル)Ⅱ〇―エチルⅡホスホロジチオアート(別名カズサホス) 一〇%以下を含有する製剤。ただし、S・S―ビス(一―メチルプロピル)Ⅱ〇―エチルⅡホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。
- 八十の五 ヒドラジン―水和物及びこれを含有する製剤。ただし、ヒドラジン―水和物三〇%以下を含有するものを除く。



- 八十の六 ヒドロキシエチルヒドラジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 八十の七 二―ヒドロキシ―四―メチルチオ酪酸及びこれを含有する製剤。ただし、二―ヒドロキシ―四―メチルチオ酪酸〇・五％以下を含有するものを除く。
- 八十一 ヒドロキシアラミンを含有する製剤
- 八十二 ヒドロキシアラミン塩類及びこれを含有する製剤
- 八十二の二 一―ビニル―二―ピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一―ビニル―二―ピロリドン一〇％以下を含有するものを除く。
- 八十三 二―(三―ピリジル)―ピペリジン(別名アナバシン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 八十三の二 ピロカテコール及びこれを含有する製剤
- 八十三の三 二―(フェニルパラクロルフエニルアセチル)―一・三―インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、二―(フェニルパラクロルフエニルアセチル)―一・三―インダンジオン〇・二五％以下を含有するものを除く。
- 八十四 フェニレンジアミン及びその塩類
- 八十五 フェノールを含有する製剤。ただし、フェノール五％以下を含有するものを除く。
- 八十五の二 一―ターブチル―三―(二・六―ジイソプロピル―四―フェノキシフェニル)チオウレア(別名ジアフェンチウロン)及びこれを含有する製剤
- 八十五の三 ブチル二・三―ジヒドロ―二―ジメチルベンゾフラン―七―イルN・N、―ジメチル―N・N、―チオジカルバマート(別名フラチオカルプ)五％以下を含有する製剤
- 八十五の四 t―ブチル(E)―四―(一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤。ただし、t―ブチル(E)―四―(一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル)ベンゾアート五％以下を含有するものを除く。
- 八十五の五 ブチル(トリクロロ)スタナン及びこれを含有する製剤
- 八十五の六 N―ブチルピロリジン
- 八十五の七 二―セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤
- 八十五の八 二―ターシヤリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤
- 八十五の九 二―ターブチル―五―(四―ターブチルベンジルチオ)―四―クロロピリダジン―三(二H)―オン及びこれを含有する製剤
- 八十五の十 ブチル―S―ベンジル―S―エチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 八十五の十一 N―(四―ターブチルベンジル)―四―クロロ―三―エチル―一―メチルピラゾール―五―カルボキサミド(別名テブフェンプラド)及びこれを含有する製剤
- 八十五の十二 二―ターブチル―五―メチルフェノール及びこれを含有する製剤
- 八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤
- 八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六％以下を含有するものを除く。
- 八十六 プラストサイジンSを含有する製剤
- 八十七 プラストサイジンS塩類及びこれを含有する製剤
- 八十七の二 ブルシン及びその塩類
- 八十七の三 ブロムアセトン及びこれを含有する製剤
- 八十八 ブロム水を含有する製剤
- 八十八の二 ブロムメチルを含有する製剤
- 八十八の三 一―ブromo―三―クロロプロパン及びこれを含有する製剤
- 八十八の四 二―(四―ブromoジフルオロメトキシフェニル)―一―メチルプロピル二―フェノキシベンジルエーテル(別名ハルフェンプロックス)及びこれを含有する製剤。ただし、二―(四―ブromoジフルオロメトキシフェニル)―一―メチルプロピル二―フェノキシベンジルエーテル五％以下を含有する徐放性製剤を除く。
- 八十九 (ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリン)を含有する製剤。ただし、一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン一・五％以下を含有するものを除く。
- 九十一 (ヘキサクロロシクロヘキサン(別名リנדレン)を含有する製剤。ただし、一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン一・五％以下を含有するものを除く。
- 九十一の二 ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン(別名アルドリン)を含有する製剤
- 九十一の三 ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有する製剤
- 九十一の四 ヘキサ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサ酸一％以下を含有するものを除く。
- 九十一の五 ヘキサ―一・六―ジアミン及びこれを含有する製剤
- 九十二 ベタナフトールを含有する製剤。ただし、ベタナフトール一％以下を含有するものを除く。
- 九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸一％以下を含有するものを除く。
- 九十二の三 ベンゼン―一・四―ジカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤
- 九十二の四 ベンゾイルクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルクロリド〇・〇五％以下を含有するものを除く。
- 九十三 一・四・五・六・七―ペンタクロル―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロルメタノ)―インデン(別名ヘプタクロール)を含有する製剤
- 九十四 ペンタクロルフエノール(別名PCP)を含有する製剤。ただし、ペンタクロルフエノール一％以下を含有するものを除く。

- 九十五 ペンタクロルフェノール塩類及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェノールとして1%以下を含有するものを除く。
- 九十五の二 ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸1%以下を含有するものを除く。
- 九十六 硼弗化水素酸及びその塩類
- 九十六の二 ホスホン酸及びこれを含有する製剤
- 九十七 ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。
- 九十八 無水クロム酸を含有する製剤
- 九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水酢酸O・2%以下を含有するものを除く。
- 九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水マレイン酸1・2%以下を含有するものを除く。
- 九十八の四 メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタクリル酸25%以下を含有するものを除く。
- 九十八の五 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、メタバナジン酸アンモニウムO・O1%以下を含有するものを除く。
- 九十八の六 メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤
- 九十八の七 メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤
- 九十八の八 メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸O・5%以下を含有するものを除く。
- 九十八の九 2-メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤
- 九十八の十 メチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、メチルアミン40%以下を含有するものを除く。
- 九十八の十一 メチルイソチオシアネート及びこれを含有する製剤
- 九十八の十二 3-メチル-5-イソプロピルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 九十八の十三 メチルエチルケトン
- 九十九 N-メチルカルバミル-2-クロルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、N-メチルカルバミル-2-クロルフェノール2・5%以下を含有するものを除く。
- 九十九の二 N、-(2-メチル-4-クロルフェニル)-N-ジメチルホルムアミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、N、-(2-メチル-4-クロルフェニル)-N-ジメチルホルムアミジンとして3%以下を含有するものを除く。
- 九十九の三 メチルN-N-(2-メチル-4-クロルフェニル)-H-ピラゾール-3-イルオキシメチル「フェニル」(N-メトキシ)カルバマート(別名ピラクロストロピン)及びこれを含有する製剤。ただし、メチルN-N-(2-メチル-4-クロルフェニル)-H-ピラゾール-3-イルオキシメチル「フェニル」(N-メトキシ)カルバマート6・8%以下を含有するものを除く。
- 九十九の四 メチルシクロヘキシル-4-クロルフェニルチオホスフェイト1・5%以下を含有する製剤
- 九十九の五 メチルジクロルビニルリン酸カルシウムとジメチルジクロルビニルホスフェイトとの錯化合物及びこれを含有する製剤
- 九十九の六 メチルジチオカルバミン酸亜鉛及びこれを含有する製剤
- 九十九の七 メチルN、N、-ジメチル-N-(メチルカルバモイル)オキシ-1-チオオキサマイミデートO・8%以下を含有する製剤
- 九十九の八 S-(4-メチルスルホニルオキシフェニル)-N-メチルチオカルバマート及びこれを含有する製剤
- 九十九の九 5-メチル-1・2・4-トリアゾロ「三・四-b」ベンゾチアゾール8%以下を含有するものを除く。
- 百 N-メチル-1-ナフチルカルバメートを含有する製剤。ただし、N-メチル-1-ナフチルカルバメート5%以下を含有するものを除く。
- 百の二 N-メチル-N-(1-ナフチル)-モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 百の三 2-メチルピフェニル-3-イルメチル「(RS・2RS)」-2-(Z)-1-(2-クロロ-3・3・3-トリフルオロ-1-プロペニル)-3・3-トリフルオロ-1-プロペニル」シラート及びこれを含有する製剤。ただし、2-メチルピフェニル-3-イルメチル「(RS・2RS)」-2-(Z)-1-(2-クロロ-3・3・3-トリフルオロ-1-プロペニル)-3・3-トリメチルシクロプロパンカルボキシラート2%以下を含有するものを除く。
- 百の四 S-(2-メチル-1-ピペリジル-カルボニルメチル)ジプロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、S-(2-メチル-1-ピペリジル-カルボニルメチル)ジプロピルジチオホスフェイト4・4%以下を含有するものを除く。
- 百の五 3-メチルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、3-メチルフェニル-N-メチルカルバメート2%以下を含有するものを除く。
- 百の六 2-(1-メチルプロピル)-1-フェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、2-(1-メチルプロピル)-1-フェニル-N-メチルカルバメート2%(マイクロカプセル製剤にあつては、15%)以下を含有するものを除く。
- 百の七 メチル-(4-ブロム-2・5-ジクロルフェニル)-1-チオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤
- 百の八 4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。
- 百の九 メチルホスホン酸ジメチル
- 百の十 S-メチル-N-(メチルカルバモイル)-Oキシ-1-チオアセトイミデート(別名メトミル)45%以下を含有する製剤
- 百の十一 メチレンビス(1-チオセミカルバジド)2%以下を含有する製剤
- 百の十二 5-メトキシ-N-ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

百の十三 一 (四)メトキシフェニル) ピペラジン及びこれを含有する製剤  
 百の十四 一 (四)メトキシフェニル) ピペラジン一塩酸塩及びこれを含有する製剤  
 百の十五 一 (四)メトキシフェニル) ピペラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤  
 百の十六 二—メトキシ—・三—二—ベンゾジオキサホスホリン—ニ—スルフィド及びこれを含有する製剤  
 百の十七 二—メルカプトエタノール—〇%以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、二—メルカプトエタノール—〇・一%以下を含有するものを除く。

百の十八 メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸一%以下を含有するものを除く。

百の十九 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八%以下を含有するものを除く。

百の二十 モノゲルマン及びこれを含有する製剤

百の一 モノフルオール酢酸パラブromアニリド及びこれを含有する製剤

百の二 モノフルオール酢酸パラブromベンジルアミド及びこれを含有する製剤

百の三 モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン六%以下を含有するものを除く。

百の四 沃化水素を含有する製剤

百の五 沃化メチル及びこれを含有する製剤

百の六 ラサロシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ラサロシドとして二%以下を含有するものを除く。

百の七 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤

百の八 硫化燐を含有する製剤

百の九 硫酸を含有する製剤。ただし、硫酸一〇%以下を含有するものを除く。

百の十 硫酸タリウムを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。

百の十一 硫酸パラジメチルアミノフェニルジアゾニウム、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

百の十二 燐化亜鉛を含有する製剤。ただし、燐化亜鉛一%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。

百の十三 レンシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レンシノール二〇%以下を含有するものを除く。

百の十四 ロタン酢酸エチルを含有する製剤。ただし、ロタン酢酸エチル一%以下を含有するものを除く。

2 硝酸タリウム、チオセミカルバジド、硫酸タリウム又は燐化亜鉛が均等に含有されていない製剤に関する前項第六十四号ただし書、第七十号ただし書、第七十五号ただし書又は第七十七号ただし書に規定する百分比の計算については、当該製剤一〇グラム中に含有される硝酸タリウム、チオセミカルバジド、硫酸タリウム又は燐化亜鉛の重量の一〇グラムに対する比率によるものとする。

(特定毒物)

第三条 法別表第三第十号の規定に基づき、次に掲げる毒物を特定毒物に指定する。

- 一 オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤
- 二 四アルキル鉛を含有する製剤
- 三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
- 四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤
- 五 ジメチル—(ジエチルアミド)——クロールクトニル)—ホスフェイトを含有する製剤
- 六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
- 七 テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤
- 八 モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
- 九 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
- 十 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十年一月九日から施行する。ただし、第一条及び第二条第一項の規定中、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百六十五号)による改正前の毒物及び劇物取締法(以下「旧法」という)別表第一第一号から第十八号まで及び別表第二第一号から第五十七号まで並びに従前の毒物及び劇物指定令(以下「旧令」という)第一条及び第二条第一項に規定されていない物に係る部分は、昭和四十年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年七月五日政令第二四四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年一〇月二五日政令第三四〇号)

この政令中、第二条第十号の次に一号を加える改正規定及び同条第三十二号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附則（昭和四一年七月一八日政令第二五五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年一月二四日政令第九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年二月二六日政令第三七三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年八月三〇日政令第二七六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年五月一三日政令第一一五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年三月二三日政令第三一五号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、同項第十七号の次に一号を加える改正規定、同項第七十四号の次に一号を加える改正規定及び同項第九十九号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和四十六年六月一日から施行する。

附則（昭和四七年六月三〇日政令第二五三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十七年八月一日から施行する。

（経過規定）

4 改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第九十八号の二及び第九十八号の三に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十条第一項の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附則（昭和四九年五月二四日政令第一七四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則（昭和五〇年八月一九日政令第二五三号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十年九月一日から施行する。

（経過規定）

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第二十二号の二又は第九十八号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和五〇年二月一九日政令第三五八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年四月三〇日政令第七四号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第八十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十一年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十一年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和五一年七月三〇日政令第二〇五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年五月四日政令第一五六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年一〇月二四日政令第三五八号）

1 この政令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

2 改正後の毒物及び劇物指定令第一条第九号の二及び第十五号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、昭和五十四年二月二十八日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五五年八月八日政令第二〇九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年八月二五日政令第二七一号)

1 この政令は、昭和五六年九月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第三十号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十六年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十六年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第十二条第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五七年四月二〇日政令第二二三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年三月二九日政令第三五号)

1 この政令は、昭和五十八年四月十日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第四十六号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五八年二月二日政令第二四六号)

1 この政令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十九年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十九年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五九年三月一六日政令第三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年四月一六日政令第一〇九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年二月一七日政令第三一三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年八月二九日政令第二八四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月二二日政令第二二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定は、昭和六十二年一月二十日から施行する。

2 第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第一条第十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六十二年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六十二年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和六二年一〇月二日政令第三四五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年六月三日政令第一八〇号)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和六十三年六月十日から施行する。

2 第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第二条第一項第七十四号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六十三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六十三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和六三年九月三〇日政令第二八五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年三月一七日政令第四七号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月一七日政令第一六号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第十号の三に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包に改正前の毒物及び劇物指定令第二条第一項第十号の三に掲げる名称により毒物及び劇物取締法第十二条第二項の規定による表示がなされているものについては、平成二年五月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附 則 (平成二年九月二二日政令第二七六号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の二、第三十二号及び第九十九号の七の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二号の三、第六号の二から第六号の六まで、第十三号の三及び第十三号の四並びに第二条第一項第一号の二、第七十四号の三及び第百号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成三年四月五日政令第一〇五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年二月一八日政令第三六九号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成三年十二月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号並びに第二条第一項第一号の四、第十四号の五、第十五号の二、第二十八号の二、第四十号の二、第四十三号の二、第九十一号の二及び第九十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成四年三月二二日政令第三八号)

この政令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五十四号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年一〇月二二日政令第三四〇号)

この政令は、平成四年十月三十日から施行する。

附 則 (平成五年三月一九日政令第四一号)

この政令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年九月一六日政令第二九四号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成五年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号、第七十一号の三及び第百号の六の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第十七号の二、第二十二号の三、第二十八号の二から第二十八号の四まで及び第二十八号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成五年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成五年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成六年三月一八日政令第五三三号)

この政令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の四、第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年九月一九日政令第二九六号)

この政令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第一条第二十三号並びに第二条第一項第十号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年四月一四日政令第一八三号)

- 1 この政令は、平成七年四月二十三日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十三号の二並びに第二条第二十二号の二、第三十号の二、第五十号の四及び第九十八号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成七年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成七年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成七年九月二日政令第三三八号）

この政令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年十一月二七日政令第三九〇号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成七年十二月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の五及び第二条第一項第百号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成八年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成八年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成八年三月二五日政令第三九号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号、第三十二号、第三十七号の三及び第八十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第八十号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成八年十一月二二日政令第三二二号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成八年十二月一日から施行する。ただし、第一条第十八号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第二条第一項第九十九号の六に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二条第一項の規定は、適用しない。
- 3 この政令の施行前にした改正後の第二条第一項第九十九号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月二四日政令第五九号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年五月一五日政令第一七一号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号及び第二十六号の二並びに第二条第一項第二十八号の五、第二十八号の六及び第五十五号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一〇年十一月二四日政令第四〇五号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十一年九月二十九日政令第二九三号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十一年十月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の二及び第十二号の二並びに第二条第一項第八十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十一年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十二年四月二十八日政令第二二三号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十二年五月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十四号の四、第十五号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二条第一項第二十八号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十二年九月二十二日政令第四二九号）

この政令は、平成二十二年十月五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年六月二十九日政令第二二七号）

この政令は、平成二十三年七月十日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十四号の二及び第二条第一項第二十八号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十四年一月二十七日政令第三四七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年三月一十七日政令第四三三号）

（施行期日）  
1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の四、第二十四号の三及び第三十一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十七年三月二十四日政令第六五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年四月二十二日政令第一七六号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第二条第一項第三十号の六に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第十二条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二条第一項の規定は、適用しない。



3 この政令の施行前にした新令第二十条の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この政令の施行の際現に新令第二十条第一項第七十二号の二、第八十五号の九及び第九十一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三十条、第七十条及び第九十条の規定は、適用しない。

5 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

**附則（平成十九年八月二十五日政令第二六三号）**

（施行期日）

1 この政令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第七十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第十九号の三並びに第二条第四号の四、第十四号の二及び第七十二号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七十条及び第九十条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附則（平成二十年六月二〇日政令第一九九号）**

（施行期日）

1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の十一及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第二号の三、第十号の三及び第二十六号の十並びに第二条第一項第一号の五、第一号の六、第五十号の二及び第八十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七十条及び第九十条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附則（平成二十一年四月八日政令第二二〇号）**

（施行期日）

1 この政令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の二並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第七十一号の六及び第九十号の十一から第九十号の十三までに掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十一年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七十条及び第九十条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

4 新令第一号第二十六号の八に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十一年七月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

5 この政令の施行前にした新令第一号第二十六号の八に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則（平成二十二年二月一五日政令第二四二号）**

（施行期日）

1 この政令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第四号の五、第十八号の三及び第四十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十三年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七十条及び第九十条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十三年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附則（平成二十三年一〇月一四日政令第三一七号）**

（施行期日）

1 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、第三十二号及び第五十四号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の三及び第二十四号の四並びに第二条第一項第九十号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七十条及び第九十条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年一月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二十四年九月二〇日政令第二四二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年九月二二日政令第二四五号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第五号の二、第十号の四、第十九号の四及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十二号、第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の六に掲げる物（同項第三十二号に掲げる物にあつては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第二条第一項第三十二号（89）に掲げる物（新令第一条第十号の四に掲げる物に該当するものを除く。）に該当するものに限る。）の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

4 新令第一条第十六号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

5 この政令の施行前にした旧令第二条第一項第五十五号の三に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年六月二八日政令第二〇八号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の二、第六号の四、第十九号の三及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十五年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二六年六月二五日政令第二二七号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二六年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の五及び第六号の六並びに第二条第一項第八十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二六年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二六年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二七年六月一九日政令第二五二号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二七年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第二十二号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の四、第十三号の四及び第三十一号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二七年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二七年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二八年七月一日政令第二五五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二八年七月十五日から施行する。ただし、第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、ニ―メルカプトエタノール一〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）、第二条第一項第三十二号の改正規定及び同項第九十八号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

第二条 この政令の公布の日から平成二十八年七月十四日までの間における第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、ニールカプトエタノール〇・〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）による改正後の同号の規定の適用については、同号中「ニールカプトエタノール〇・〇％以下」とあるのは、「容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、ニールカプトエタノール〇・一％以下」とする。

第三条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の八及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二十四号の二、第八十号の二、第八十五号の五、第八十五号の七、第九十八号の二及び第九十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十八年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であって、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 ニールカプトエタノール〇・一％以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、ニールカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。）であって、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十八年十月三十一日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にしたニールカプトエタノール〇・一％以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、ニールカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附則（平成二十九年六月一日政令第一六〇号）

## (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第一号、第七号、第三十二号及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

第二条 この政令の公布の日から平成二十九年六月三十日までの間における第一条第十八号の改正規定による改正後の同号の規定の適用については、同号中「亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤」とあるのは、「容量一リットル以下の容器に収められた製剤であって、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二％以下を含有するもの」とする。

第三条 この政令の施行の際現にニールカプトエタノール及びこれを含有する製剤の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十九年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 ニールカプトエタノール及びこれを含有する製剤であって、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二％以下を含有するものを除く。）であって、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十九年九月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二％以下を含有するものを除く。）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附則（平成三〇年六月二九日政令第一九七号）

## (施行期日)

1 この政令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第一号の八、第六号の七、第十号の四、第十九号の五、第二十二号の二、第二十三号の三及び第二十三号の四並びに第二条第一項第四号の五、第十一号の二、第三十七号の三、第五十六号の二、第六十八号の二、第六十八号の三、第七十四号の四、第七十七号の三、第八十号の二、第九十六号の二及び第九十八号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

## 附則（平成三〇年二月一九日政令第三四二号）

## (施行期日)

1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四十二号の二、第四十七号の三、第百号の十七及び第百一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十一年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則（令和元年六月一九日政令第三二一号）**

（施行期日）

1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定、同項第五十号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二―（ジメチルアミノ）エチルメタクリレート六・四％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）及び同項第六十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第三十号の六、第三十九号の二、第四十二号の三、第五十号の三、第七十四号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び第九十五号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和元年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和元年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則（令和二年六月二四日政令第二〇三号）**

（施行期日）

1 この政令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第六十八号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の十三及び第十三号の三並びに第二条第一項第四号の七、第八号の二、第十八号の四、第二十八号の九、第四十一号の四、第七十八号の二、第八十二号の二、第八十五号の十三、第八十五号の十四、第九十二号の三、第九十八号の八、第九十二号の四及び第九十二号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和二年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和二年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則（令和四年一月二八日政令第三六号）**

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年二月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第百号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和四年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和四年四月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

第三条 毒物除外物（この政令による改正後の第二条第一項第二十二号の二に掲げる物又は同項第七十一号の四に掲げる物（この政令による改正前の第二条第一項第七十一号の四に掲げる物を除く。）をいう。次条において同じ。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、令和四年四月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第四条 この政令の施行前にした毒物除外物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（令和五年五月二六日政令第一九三号）**

（施行期日）

1 この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第七号及び第八号の二ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和五年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和五年八月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。